

5 類感染症への移行後における新型コロナウイルス感染症への対応について

1 5月8日以降の変更点

① 健康観察について

現在	5月8日～
○ 生徒は登校前、自宅で検温をして、その結果を記録していた。 ○ 職員は出勤したら、非接触型体温計で検温をして記録をしていた。	○ 職員・生徒ともに検温と記録は<u>求めない事とする。</u> → 記録の廃止

② 出欠の取扱い

現在	5月8日～
○ 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止 ・ 感染が判明した者（発症日から7日間自宅療養） ・ 濃厚接触者に該当する者（最終接触日から5日間自宅待機） ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる者	○ 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止 ・ 感染が判明した者（発症日から5日間かつ症状が軽くなって1日経つまで） ・ 濃厚接触者 → 撤廃 ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる者 → 撤廃

2 その他の感染症対策（現在までの対応と同じ）（赤文字は4月3日からの対応）

基本的な感染対策として、3密の回避、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生、換気等、咳エチケット、清掃・消毒を行い、身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるようお願いする。

① 登校時に発熱等の症状が見られた場合

- ・ 発熱等の症状がみられる場合には、症状がなくなるまでは自宅で休養するようお願いする。 また、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

② マスクの着用

- ・ 生徒、教職員に対して、マスクの着用は**求めない**。（**自己判断**）
→ 各種感染症の拡大が考えられる場合は、咳エチケットとしてマスクの着用を求めることもある。

③ 換気

- ・ 気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側と窓側を対角に開け、効率的に換気する。
- ・ 教室の四隅と上側・らん間の四隅の窓を10cm以上開放する。
- ・ 休み時間はすべての窓等を全開にして空気を入れ換える。
- ・ 移動教室で教室を閉め切り、その後、教室に戻ってきたときは特に換気を意識する。

④ 給食

- ・ 食事前後の手洗いの徹底、飛沫を飛ばさないように注意する。
- ・ 適切な換気を行う。
- ・ 大声での会話は控える。机を向かい合わせにしない。（**黙食は求めない**）
（**向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する。**）
- ・ 歯みがきは、生徒がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。